

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 市内の商業団体が自らを発展向上させるため、経営の近代化を図るとともに共同施設を設置する等の場合、それに要する事業費の一部を補助することをもって市内の商業の振興を図るものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、市内の商業団体で、次に掲げるものとする。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 事業協同組合
- (3) 協同組合
- (4) 前各号に準ずるもので市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、別表に掲げる施設の設置等の事業とする。ただし、法令に違反する施設及びこれに関連する施設は対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、法人団体にあつては、事業費に100分の5を乗じた金額で1,000万円を限度とし、任意団体にあつては、事業費に100分の3を乗じた金額で600万円を限度とする。ただし、中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画に基づく事業においては、国、府の融資額及び補助金額を事業費の合計から除いて算出する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助の対象となる商業団体に市外の構成員が含まれる場合に交付する補助金の額は、第1項の規定により算出した額に、当該団体を構成している市内の店舗数を当該団体を構成している全体の店舗数で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 市の歳入となる国・府の補助金の交付を受ける場合は、本条第1項の100分の5を100分の10、100分の3を100分の6に読みかえるものとする。

(補助金の交付申込み)

第5条 補助金を受けようとする商業団体（以下「申込者」という。）は、補助金の交付対象事業の実施前に、補助金交付申込書に別表に掲げる書類、「事業収支予算書」及び「共同施設設置等事業明細書」を添えて、市長に申込まなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、その限りではない。

(補助金の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、書面により、その旨を申込者に通知するものとする。

(補助金額の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた申込者（以下、「補助対象団体」という。）は、補助の対象事業として交付決定された額に変更が生じる場合は、補助金変更交付申込書を市長に提出するものとする。ただし、変更交付決定額が5分の1未満の減額となる軽微な変更の場合は、補助金変更交付申込書等の提出は不要とする。

- 2 前項の規定による、補助金変更交付申込書の提出並びに、変更の決定にあつては、前

2条の規定を準用する。ただし、決定の通知にあたっては、補助金変更交付決定通知書で通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、当該補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に別表の添付書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、その限りではない。

(補助金の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助額を確定し、補助金交付額確定通知書により、その旨を補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条に規定による通知を受けた補助対象団体は、補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定の全部又一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- (5) その他市長が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す必要があると認めるとき

(補助金の返還)

第13条 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を定めることができる。

(この要綱に定めがない事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年10月 1日から実施する。
- 2 昭和36年「商業協同組合等共同施設設置費補助取扱内規」は廃止する。
- 3 この要綱は、昭和52年10月 1日から実施する。
- 4 この要綱は、昭和54年 5月19日から実施する。
- 5 この要綱は、昭和57年 4月 1日から実施する。
- 6 この要綱は、昭和63年 4月 1日から実施する。
- 7 この要綱は、平成 4年 4月 1日から実施する。
- 8 この要綱は、平成 6年 4月 1日から実施する。
- 9 この要綱は、平成11年 4月 1日から実施する。
- 10 この要綱は、平成12年 4月 1日から実施する。

- 11 この要綱は、平成18年 4月 1日から実施する。
- 12 この要綱は、平成19年 6月 1日から実施する。
- 13 この要綱は、平成21年 7月 1日から実施する。
- 14 この要綱は、平成22年 4月 1日から実施する。
- 15 この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。
- 16 この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。
- 17 この要綱は、平成25年 4月 1日から実施する。
- 18 この要綱は、平成26年 4月 1日から実施する。
- 19 この要綱は、平成27年 1月 1日から実施する。
- 20 この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。
- 21 この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。

この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えた上、これを使用することができる。

補助対象施設の種類の種類と添付書類等

施設の種類の種類	申込書添付書類	報告書添付書類	補助対象事業	
街 路 灯	1. 共同施設設置に関する総会議事録 2. 定款（任意団体の場合は会則等） 3. 工事請負業者の見積書，設計図面 4. 役員及び会員名簿 5. 今年度の事業計画，収支予算書 6. 工事前写真	9. 道路占用許可書 10. 道路使用許可 11. 契約書 12. 事業費支払いの領収書 13. 積算明細 14. 竣工図面 15. 竣工写真	事業費の合計が100万円以上の事業	
ア ー チ	1. ～6.	9. ～15. 16. 確認申請書（ただし，建築基準法の規定により必要とされる場合のみ） 17. 検査済証		
ア ー ケード	1. ～6.	9. ～17.		
カ ラ ー 舗 装 ・ 側 溝 整 備	1. ～6.	9. ～17. 18. 道路工事施工承認指令書		
駐 車 場 ・ 自 転 車 置 場	1. ～6.	11. ～15. 17.		
冷 房 施 設	1. ～6.	11. ～15. 19. 電気主任技術者選任届出書又は電気主任技術者を選任しないことについての承認書（ただし，電気事業法の規定により必要とされる場合のみ）		
公 衆 便 所	1. ～6.	11. ～15. 17.		
防 災 ・ 防 犯 施 設	1. ～6.	11. ～15. 17. 20. 消防機関への設置届 （以下、防犯カメラの場合） 21. 防犯カメラシステム設置・運用に係る宣誓書（様式8号） 22. 防犯カメラシステムを運営する上での組織とその業務を定めたもの		
放 送 施 設	1. ～6.	11. ～15.		
教 養 文 化 施 設	1. ～6.	11. ～15. 17.		
A E D	1. ～6.	9. ～15.		
共 同 施 設 の 撤 去	1. ～6. 7. 商店街活性化を目的として共同施設の撤去を行うことがわかる書類（任意） 8. その他市長が必要と認めた書類	10. ～15. 18. 23. その他市長が必要と認めた書類		—

（注1）1. ～20. 及び22. の書類については，写しで可

（注2）1. 2. 4. 5. 8. 9. 10. 17. 23. の書類については，市長が必要ないと認めた場合は省略可とする。